

周知依頼

この度、こども家庭庁支援局家庭福祉課より、本会に対し周知の依頼がありました。

こども家庭庁では、ひとり親家庭の親の就業支援に積極的に取り組んでいる企業や団体を対象とした

「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」を実施します。

つきましては、傘下の会員組合・組合員企業等に対して、

下記の URL 等を用いて、周知して頂きますようお願い申し上げます。

募集期間：令和6年12月2日（月）～ 同年1月31日（金）

応募方法：こども家庭庁ホームページ掲載の応募用紙に記入の上、メール又は郵送（当日消印有効）

※詳細は以下 HP よりご確認ください

●こども家庭庁ホームページ

<https://www.cfa.go.jp/press/7bd77886-ed9e-4971-85d8-b1b521e1d12d>

（別添2）応募様式（Excel／28KB）

▼実施要領（PDF／116KB）

▼R6 はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰チラシ

【問い合わせ先】 ※本事業に関するお問い合わせ先は、こちらにお願いします。

こども家庭庁 支援局 家庭福祉課 就業支援係

住 所：〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング 20階

電 話：03-6859-0186

Mail：kateifukushi.shuugyoushien@cfa.go.jp

この度、厚生労働省保険局保険課より、本会に対し、下記の通り周知の依頼がありました。

厚労省では、令和6年12月2日以降、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行するにあたり、

転職等による公的医療保険の新規資格取得・異動の際、マイナ保険証の利用登録の有無にかかわらず、

加入者が切れ目なく保険診療を受けられる環境の整備について、事業主様に関連する内容を纏めました。

つきましては、傘下の会員組合・組合員企業等に対して、
添付の PDF 等を用いて、周知して頂きますようお願い申し上げます。

※事業主様に関連する部分の修正箇所は、以下 2 点です。

(別添「【厚労省】加入者が切れ目なく保険診療を受けられる環境の整備について」参照)

- ・①に資格取得届等の様式変更についての説明を追記
- ・③の健康保険被保険者資格証明書の説明の明確化

▼これまで通りの自己負担額で保険診療を受けられます 001332517.pdf

■マイナンバーカードの保険証利用について（被保険者証利用について） | 厚生労働省

配信に関するお問い合わせは以下のメールアドレスまでお願いいたします。

=====

全国中小企業団体中央会

労働政策部 岡部

TEL：03-3523-4903

E-mail：roudo-seisaku@mail.chuokai.or.jp